

平成29年度小児等在宅医療の取組

資料 3

目的

小児等在宅医療の推進を図るため、区市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援する。

背景

- 「小児の地域包括ケアシステム」構築の必要性
- 小児等在宅医療の推進に当たっては、医療・福祉・教育等、より多くの関係職種による広域的な協働が必要。また、総合的な窓口がなく在宅での療養生活の継続のための必要なサービスが受けにくい等多くの特有の課題が存在
- 医療技術の進歩等により、経管栄養、気管切開、人工呼吸器等の医療を必要とする医療的ケア児が増加

これまでの都の取組

【小児等在宅医療連携拠点事業(H25、H26)】…厚生労働省モデル事業

- 目的:医療的ケアが必要な小児等が地域で生活していくための体制の構築
- 事業内容:拠点を中心に、協議会の開催や地域資源の把握、福祉・行政・教育との連携等の取組を地域で展開
- ※都における拠点:慶應義塾大学病院・都立墨東病院、都立小児総合医療センター、都立大塚病院(H26のみ)

【小児等在宅医療検討部会(H27、H28)】…在宅療養推進会議の下に設置

- 目的:小児等在宅医療連携拠点事業の実施等を踏まえ、有識者や病院・地域の関係者等により今後の施策展開を検討

⇒小児等在宅医療に関する課題をライフステージ毎に整理、関連する事業を整理

今後の取り組むべき課題等

- 1 小児等在宅医療の対象者への支援の充実
 - 医療的ケアを要する障害児
在宅での支援が必要な小児等(制度のはざまに落ちてしまう小児等)
※例)在宅酸素療法を行っている小児、小児がん患者 等
- 2 医療資源等の不足
(小児等在宅医療に対応できる在宅医や訪看ステーションの不足、サポート体制の未整備)
- 3 コーディネーター/相談体制(相談窓口)未整備
- 4 施策横断的な取組の必要性(医療・福祉・教育の連携含む)
- 5 個別施策の取組の遅れ

取組の方向性

地域の実情を踏まえた取組⇒区市町村を主体とした取組の促進
都における各分野の個別施策・取組の充実

具体的な取組内容

区市町村の取組を促進

《小児等在宅医療推進事業》

地域医療介護総合確保基金を利用し、区市町村における地域の実情に応じた取組を支援

【取組例】

- ・地域における連携体制の構築(協議会の設置、ネットワーク作り等)
- ・コーディネーターの確保、育成
- ・実態調査(医療資源、支援対象者の把握等)
- ・人材確保、育成

・相談窓口の設置

・家族支援

等

【基準額】

10,000千円

【補助率】

開始から3年間 10/10 4年目以降 1/2

東京都における取組

《小児等在宅医療推進部会の設置》

小児等在宅医療検討部会(在宅療養推進会議)を改組し、小児等在宅医療推進部会として、各施策間の連携の下、区市町村の施策を推進

《各分野の個別施策・取組の充実》(各事業所管が実施)

各分野の個別施策・取組を充実し、各々の対象者への支援を強化

【取組例】

- ・障害児通所施設における看護師配置等、障害児支援の充実(障害)
- ・在宅難病患者が地域で安心して暮らせるための環境整備の充実(難病)
- ・「慢性疾病を抱える児童等の実態調査」結果に基づき、自立支援事業を充実(小慢)

取組のイメージ

